

# 財団法人 目黒寄生虫館寄付行為

## 設立趣意書

日本の寄生虫学は、明治以来、動物学者によって、その基礎が築かれ、多くの業績が挙げられた。

その後に至って医学者によって、人体寄生虫学の研究が展開され、今日に於ては医学者による人体寄生虫学の研究と並んで、獣医学者により家畜の寄生虫に関する研究が行われている現状である。

本館は、これらの人体および家畜の寄生虫に関する両研究分野にわたって、総合的に研究を進め、人体の寄生虫が家畜に、家畜の寄生虫が人体に寄生する場合等寄生虫の人畜間における関係を究明し、このため広く寄生虫の標本その他の研究資料を総合的に収集し、分類し、かつこれらの資料の保管を行い、広くこれを研究者に開放して寄生虫学の発達に寄与せんとしている。

更に一般大衆に対しても一部資料の公開を行い、その啓蒙に当たっている。

本館の設立および運営は今まで個人の力によって進められてきた。

然し、本館をより一層充実させるためには、本館が公共的な施設として運営されるものであることを制度のうえでも明らかにし、多くの人々の協力を仰いで、その運営がなされるようにすることが是非とも必要である。

吾々発起人は、以上のような主旨により財団法人目黒寄生虫館を設立しようとするものである。

昭和 32 年 4 月 19 日

発起人 亀 谷 了  
野 々 部 春 登  
佐 野 仁

# 財団法人 目黒寄生虫館寄付行為

昭和32年8月30日 設立許可

昭和58年6月23日 変更認可

平成3年12月19日 変更認可

平成5年4月6日 変更認可

## 第1章 総 則

第1条 この法人は、財団法人目黒寄生虫館と称する。

第2条 この法人は事務所を東京都目黒区下目黒4丁目1番1号に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 この法人は、寄生虫学に関する研究を行い、広く寄生虫学に関する資料を収集し、保存し、および利用に供することにより、学術の発達に寄与するとともに、一般公衆に対し、寄生虫に関する科学知識の普及を図ることを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 寄生虫学に関する研究
2. 寄生虫学研究者に対する助言及び指導
3. 寄生虫学に関する資料の収集および保存
4. 寄生虫学に関する標本その他の資料の展示および貸与
5. 寄生虫学に関する科学知識の普及
6. 寄生虫学に関する研究資料その他関係図書の刊行
7. その他目的を達成するため必要な事業

## 第3章 資産および会計

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

1. この法人設立当初亀谷了氏の寄付にかかる別紙財産目録記載の財産
2. 資産から生ずる果実
3. 賛助会費
4. 寄付金品

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入され資産で構成する。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

4 寄付金品であって、寄付者の指定あるものは、その指定に従う。

第7条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または定期郵便貯金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として理事長が保管する。

第8条 基本財産は、消費し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生じる果実、賛助会費および寄付金品等運用財産をもって支弁する。

第10条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎回系年度開始前に理事長が編成し、理事会において理事現在数の3分の2以上議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

第11条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、理事長が作成し、財産目録および事業報告書ならびに財産増減事由書とともに監事の意見をつけ、理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を受けて文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の決算に余剰金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

第12条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、評議員会の意見を聞いた上、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収支をもって償還する一時借入金を除く。）についても、同様とする。

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第4章 役員、顧問、評議員および職員

第14条 この法人には、次の役員をおく。

理事8名以上12名以内（うち理事長1名、常務理事2名）

監事2名

第15条 理事および監事は、評議員会でこれを選任し、理事は、互選で理事長1名および常務理事2名を定める。

- 2 理事のうちには、理事のいずれか1名およびその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数の3分の1を越えてはならない。
  - 3 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）または、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 第16条 理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。理事長に事故があるとき、または欠けたときは、理事長があらかじめ指名した常務理事が、その職務を代行する。
- 2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長の決議に基き、日常の事務に従事する。
- 第17条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。
- 第18条 監事は、民法第59条の職務を行う。
- 第19条 この法人の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても評議員会および理事会の議決により、これを解任することができる。

第20条 役員は、その地位にあることのみに基づき報酬を受けてはならない。

第21条 この法人には、顧問若干名を置くことができる。- 2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

第22条 この法人には評議員8名以上15名以内をおく。ただし、理事現在数以上とする。- 2 評議員は、理事を兼ねることができない。
- 3 評議員は、理事会でこれを選出し、理事長がこれを任命する。
- 4 評議員のうちには、評議員のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 評議員には、第19条の規定を準用する。この場合には、同条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第23条 評議員は評議員会を組織し、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

第24条 この法人の業務を処理するため、職員をおく。- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

## 第5章 会 議

- 第25条 理事会は毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、または理事現在

数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

2 会議の議長は、理事長とする。

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

ただし、当該理事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第27条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見をきかなければならない。

1. 収支予算および収支決算についての事項

2. 不動産の買入れ、または基本財産の処分および担保提供についての事項

3. その他この法人の業務に関する重要事項で、理事長において必要と認めた事項

2 第25条および前条の規定は、評議員会にこれを準用する。この場合において、第25条および前条中「理事会」および「理事」とあるのは、「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

第28条 すべて会議には、議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第6章 賛助会員

第29条 この法人の設立主旨に賛同し、その目的の達成に協力し援助する者は、理事会の決議を経て、賛助会員とする。

2 賛助会員は、別に定める細則に従い、所定の賛助会費を納めるものとする。

## 第7章 寄付行為の変更ならびに解散

第30条 この寄付行為は、理事現在数および評議員現在数のおおの3分の2以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第31条 この法人の解散は、理事現在数および評議員現在数のおおの4分の3以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第32条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事全員の同意を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、国、地方公共団体、またはこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

## 第8章 補 則

第33条 この寄付行為施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

## 財産目録

昭和32年6月27日現在

資産の総額	8,648,380円
1. 基本財産	7,421,700円
1) 土地（事務所敷）47.39坪 目黒区下目黒4-1-1 所在	1,421,700円
2) 建物（鉄筋2階建，陸屋根）延58坪 同上	5,000,000円
3) 基本金（定期預金・協和銀行）	1,000,000円
2. 運用財産	1,226,680円
1) 現金（普通預金，協和銀行）	300,000円
2) 備品（書棚他39点）	551,680円
3) 寄生虫標本（1,800点）	375,000円
	（以上）

# 財団法人 目黒寄生虫館 寄付行為の変更条項一覧表

設立許可 昭和 32 年 8 月 30 日

設立年月日	改正条項	寄付行為(改正前)	寄付行為(改正後)
昭58.6.23	第2条	目黒区下目黒3丁目557番地に置く	目黒区下目黒4丁目1番1号に置く。
	第8条	理事会の議決を経,	理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て,
	第10条	理事会の議決を経,	理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て,
	第11条	理事会の承認を受けて,	理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を受け,
	第12条	理事会の議決を経,	評議員会の意見を聞いた上, 理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経,
	第15条2	(追加)	理事のうちには, 理事のいずれか1名およびその親族その他特殊の関係のある者の合計数が, 理事現在数の3分の1を越えてはならない。
	第15条3	(追加)	監事には, この法人の理事(その親族その他特殊の関係のある者を含む。)または, この法人の職員が含まれてはならない。また, 各監事は, 相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
	第20条	役員は, 有給とすることができる。	第20条 役員は, その地位にあることのみに基づき報酬を受けてはならない。
	第22条	(追加)	ただし, 理事現在数以上とする。
	第22条2	(追加)	評議員は, 理事を兼ねることができない。
	第22条4	(追加)	評議員のうちには, 評議員のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係のある者の合計数が, 評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
	第32条	(追加)公益事業	国, 地方公共団体, またはこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。
平3.12.19	第2条	この法人は事務所を東京都目黒区下目黒4丁目1番1号に置く。	この法人は事務所を東京都目黒区上目黒1丁目11番5号に置く。
平5.4.6	第2条	この法人は事務所を東京都目黒区上目黒1丁目11番5号に置く。	この法人は事務所を東京都目黒区下目黒4丁目1番1号に置く。